

# 組制

(一九九一年六月二十九日)  
条例公示第九号

## 改正

- ① 一九九七・六・一三条例公示九
- ② 二〇〇〇・六・二七条例公示六
- ③ 二〇〇五・六・二八条例公示一〇
- ④ 二〇〇五・六・二八条例公示一〇
- ⑤ 二〇〇九・六・二九条例公示七

## 第一章 総則

### (組の区域)

**第一条** 組の区域は、地方行政区画及び教学の実動の便宜を参酌し、教区会及び教区門徒会に諮って宗務総長がこれを定める。

### (組の運営)

**第二条** 組は、聞法の道場たる寺院・教会がその機能を發揮して同朋の会を生み出し、念仏者を育む真宗同朋会運動の更なる展開のための共同教化の単位であつて、常に同朋の公議公論に基づいて運営されなければならない。

**2** 組長は、前項の運営理念を尊重し、組の宗務執行の適正を保持するため、組同朋総会を開いて、組の運営に関わる任

職・教会主管者、僧侶、坊守及び門徒会員等の意見を広く聴取するものとする。

**3** 前項の組同朋総会の運営に関する事項は、必要により組ごとに定める。

## 第二章 組長の事務

### (職務)

**第三条** 組長は、教務所長の監督を受け、教学の振興をはかり、組を統轄代表し、宗門法規によつて組の宗務を行う。

### (副組長等)

**第四条** 副組長は、組長の職務を補佐するとともに、組長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

**2** 一組に二人以上の副組長を置くときは、宗務総長の承認を得なければならない。この場合、組長は前項の職務代理を行う副組長をあらかじめ指名しておくものとする。

**3** 組長の命を受け組の事務に従事する者が必要なときは、組会に諮つて会計又は主事を置くことができる。

### (任期及び就任日)

**第五条** 組長及び副組長の任期は、三年とする。ただし、補欠によつて就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

**2** 組長及び副組長は、選挙により当選した者が、現任者の任

期満了の日の翌日就任する。ただし、補欠による場合は、当選の日とする。

(事務)

第六条 組長は、次の事務を行う。

- 一 教化及び学事に関する事項
- 二 同朋の会に関する事項
- 三 本派に関係のある公益事業及び所属団体にに関する事項
- 四 諸法規の周知及びその実施に関する事項
- 五 諸願、申請、届出に関する事項
- 六 本派の選挙に関する事項
- 七 風紀及び秩序の維持に関する事項
- 八 門徒会に関する事項
- 九 賦課金及び教区費に関する事項
- 十 相続講に関する事項
- 十一 懇志の奨励に関する事項
- 十二 組の施設に関する事項
- 十三 組の会議に関する事項
- 十四 組の会計に関する事項
- 十五 寺院、教会、僧侶、門徒及び寺族に関する事項
- 十六 涉外に関する事項

十七 その他必要な事項

(関係書類の整備及び保管)

第七条 組長は、諸法規綴、執務記録、組の会議の記録、会計簿及び証憑類その他重要書類を常に整備し保管しなければならない。

(職印)

第八条 組長及び副組長は、次の様式の職印を調製し、教務所長に届け出て、職務に使用する。

組長 (副組長) 印

(雛形)

何教区  
何(副)  
組長印

(方六分)

(事務の引継)

第九条 組長が交替したときは、すみやかに副組長の立会により事務の引継をしなければならない。

第三章 組会

(構成)

第十条 組に組会を置き、組内の住職、教会主管者及びその代務者でこれを構成する。

2 前項の構成員を組会員という。

(付議事項)

第十一条 組長は、組会に次の事項を付議する。

- 一 教化及び学事の振興に関する事項
- 二 組の施設に関する事項
- 三 組費の徴集に関する事項
- 四 組の予算及び決算に関する事項
- 五 懇志の奨励に関する事項
- 六 組の規約の制定及び改廃に関する事項
- 七 その他必要な事項

(規約の制定)

第十二条 組は、組の規約を定めるときは、組会の議決及び教務所長の承認を得るものとする。

2 組内の寺院、教会及び所属団体は、前項の規約を守らなければならない。

(招集)

第十三条 組会は、毎年一回組長がこれを招集することができる。ただし、必要のあるときは、臨時にこれを招集することができる。

2 組長は、組会を招集するときは、併せて付議事項を通知しなければならない。

(定足数)

第十四条 組会は、組会員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(代理出席)

第十四条の二 組会員が出席できないときは、代理人を選定し出席させることができる。

2 前項によることができないときは、付議事項に関する賛否及び意見を記した文書の提出をもって、出席に代えることができる。

3 組会員が同組において複数の寺院又は教会の住職、教会主管者又はその代務者である場合、兼務する寺院又は教会においては代理人を選定し出席させることができる。

4 第一項及び前項の代理人は一人とし、次の各号の順序により組会員が選定する。

一 当該寺院又は教会に所属する教師

二 当該寺院又は教会に僧籍を有する成年以上の寺族

三 当該寺院又は教会の成年以上の寺族

5 前項により代理人を選定することができない場合に限り、当該寺院又は教会の責任役員又は総代の中からこれを選定することができる。

(議決)

第十四条の三 組会で議決するときは、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、組長がこれを決する。

(組委員)

第十五条 組会は、組委員を置き、その権限の一部を委任することができる。

2 組委員の数及び委任事項については、組長が定める。

3 組委員は、組長及び副組長の選挙資格を有する者のうちから互選する。

4 組委員の任期は、組長の任期による。

#### 第四章 組門徒会

(組織)

第十六条 組に組門徒会を置き、組門徒会員で組織する。

(目的)

第十七条 組門徒会は、寺院及び教会に所属する門徒の代表として、教化の振興をはかるため、組が行う施策について審議し、組の運営に寄与するとともに相互の連携を深め、同信同朋の実を挙げることを目的とする。

(選定及び報告等)

第十八条 組門徒会員は、組内の寺院又は教会に所属する成年門徒の中から、住職、教会主管者又はその代務者が、門徒総

会に諮り若しくは総代と協議してこれを選定する。

2 組門徒会員が、所属する寺院又は教会を移転したときは、その地位を失う。

3 住職、教会主管者又はその代務者は、組門徒会員の氏名、生年月日、住所及び役職を組長に報告しなければならない。

(名簿の作成及び提出)

第十九条 組長は、組門徒会員名簿を作成して、教務所長に提出しなければならない。

(選定に関する特例)

第二十条 特別の事情のある教区で、第十八条の規定によることができない場合は、宗務総長の許可を得て、組門徒会の組織について別に定めることができる。

(定数)

第二十一条 組門徒会員の定数は、組内の寺院及び教会の二倍以内とする。

(会員証の交付)

第二十二条 教務所長は、組門徒会員に組門徒会員証を交付する。

(任期及び選定期間)

第二十三条 組門徒会員の任期は、三年とする。補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 寺院・教会は、組門徒会員の任期満了一月前までに、後任の組門徒会員を選定し、組長に報告しなければならない。

(役員及び職務権限)

第二十四条 組門徒会に次の役員を置く。

一 会長

二 副会長 若干人

三 常任委員 若干人

2 会長は、組門徒会を代表し、組門徒会の会議を招集し、その議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 二人以上の副会長を置く組門徒会にあっては、会長はその職務を代理する副会長をあらかじめ指名しておくものとする。

5 常任委員は、会長及び副会長とともに常任委員会を組織し、組門徒会から委任された事項、組門徒会の運営に関する事項その他必要な事項を処理する。

(定足数及び規約の制定)

第二十五条 組門徒会は、組門徒会員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 組門徒会は、運営の方法その他必要な事項について規約を

定め、組長を経て教務所長の承認を得なければならない。

(準用規定)

第二十六条 第十一条の規定は、組門徒会にこれを準用する。

この場合、第二十四条第二項の規定にかかわらず、組門徒会の招集は、組長が行う。

第五章 組の会計

(組費の賦課徴集)

第二十七条 組長は、組会及び組門徒会の議決を経て、組内の寺院及び教会その他の所属団体に対して組に必要な経費を賦課徴集することができる。

(組の経費)

第二十八条 組の経費は、前条の組費及び交付金その他をもってこれに充てる。

(会計年度)

第二十九条 組の会計年度は、会計条例第三条による。

(予算の議決)

第三十条 組の歳入歳出は、毎年予算をもって、組会及び組門徒会の議決を経なければならない。

(補正予算)

第三十一条 組長は、組会及び組門徒会の議決を経て、予算を

補正することができる。

(予算の報告)

第三十二条 前二条の予算は、組長から教務所長に報告しなければならぬ。

(決算の承認)

第三十三条 組長は、予算と同時に、過年度の歳入歳出決算を組会及び組門徒会に提出して、その承認を求めなければならぬ。

第六章 組長及び副組長の選挙

(選挙資格及び被選挙資格)

第三十四条 住職、教会主管者及びその代務者は、組長及び副組長の選挙資格を有する。

2 住職及び教会主管者は、組長及び副組長の被選挙資格を有する。

3 同組において教箇の寺院、教会の住職、教会主管者又はその代務者である者は、本務の場所において前二項による選挙資格及び被選挙資格を有する。

(選挙資格及び被選挙資格を有しない者)

第三十五条 宗務役員及び条例で宗務役員とみなされ又は宗務役員に準ずると定められた役職にある者、中央選挙管理委員

会の委員及びその補充員、宗議会議員及び査察委員は、組長及び副組長の被選挙資格を有しない。

2 次の各号に掲げる者は、組長及び副組長の選挙資格及び被選挙資格を有しない。

一 懲戒処分を受けその施行中の者又は施行を受けることがなくなるまでの者

二 本派の選挙に関し懲戒処分を受けその施行を終わった後四年を経過しない者又はその施行を受けることがなくなつた後二年を経過しない者

三 成年被後見人又は被保佐人である者

四 破産手続開始の決定を受け復権を得ない者又は破産の宣告を受け復権を得ない者

五 禁こ以上の刑に処せられその執行を終わらない者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(選挙及び再選挙)

第三十六条 選挙は、組長が選挙管理者となつて、任期満了の日の前三十日から五日までの間に期日を定めて行う。

2 前項の選挙により当選した者が、就任するまでに死亡し又は被選挙資格を失つたときは、再び選挙を行う。

(選挙の方法)

第三十七条 選挙は、投票によって行う。

2 組の区域が広範又は交通が不便である場合は、組長は、選挙の都度教務所長の承認を得て、郵便により投票する地域を定めることができる。

(当選人の申告及び報告)

第三十八条 組長及び副組長の当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに教務所長にこれを申告しなければならない。

2 前項の報告は、教務所長がこれを宗務総長に報告しなければならない。

(当選証書の交付)

第三十九条 当選人には、教務所長が当選証書を交付する。

(補欠選挙)

第四十条 組長又は副組長に欠員のできたときは、補欠選挙を行う。

2 当選人の欠けた場合も前項に準ずる。

(組長事務取扱)

第四十一条 組長及び副組長がともに欠けたときは、教務所長は、組長事務取扱を置くことができる。

(役務の辞職)

第四十二条 組長又は副組長が在任中に、住職又は教会主管者

を辞退するときは、先ずその役務を辞するものとする。

## 第七章 組教化委員会

(設置)

第四十三条 教化基本条例（一九八五年条例公示第四号）第六条第二項に基づき、教化に関する企画、研鑽、その他必要な事業を行うため、各組に組教化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第四十四条 委員会は、組教化委員長（以下「委員長」という。）及び組教化委員（以下「委員」という。）若干人で組織する。

2 委員は、組長がこれを委嘱する。

(委員長)

第四十五条 委員長は、組長がこれに当たる。ただし、必要により、組会員の中から組会及び組門徒会に諮り選定された者を、これに充てることができる。

2 委員長は、委員会の会務を統理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第四十六条 委員の任期は、三年とする。ただし、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第四十七条 委員会は、委員長が招集し、毎年一回以上これを開く。

2 委員会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(施行細則)

第四十八条 委員会を運営するために必要な事項は、組長が組会及び組門徒会の議決を経、教務所長の承認を得て定める。

(達令への委任)

第四十九条 この条例を施行するために必要な事項は、達令でこれを定める。

附則

1 この条例は、一九九一年七月一日から施行する。

2 一九九一年六月三十日現在、定めていた組の区域は、この条例によるものとみなす。

3 一九九一年六月三十日現在、定めていた組の規約及び組門

徒会の規約は、それぞれこの条例により定めたものとみなす。

4 一九九一年六月三十日現在、在職していた組長、副組長及び組委員並びに組門徒会員、組門徒会長及び副会長並びに組門徒会常任委員は、この条例による組長、副組長及び組委員並びに組門徒会員、組門徒会長及び副会長並びに組門徒会常任委員とみなし、その任期は、それぞれ従前就任の日から起算するものとする。

附則 (一九九七年六月一三日条例公示第九号) 抄

この条例は、一九九七年七月一日から施行する。

附則 (二〇〇〇年六月二七日条例公示第六号)

この条例は、公示の日から施行する。ただし、第三十五条第一項の改正については、二〇〇一年七月一日から適用する。

附則 (二〇〇五年六月二八日条例公示第一〇号) 抄

1 この条例は、二〇〇五年七月一日から施行する。

2 二〇〇五年六月三十日現在、宗務総長の承認を得て施行していた各教区の教区教化委員会規程及び教務所長の承認を得て施行していた各組の組教化委員会規程は、この条例による教区教化委員会規程及び組教化委員会規程とみなす。

3 この条例施行の際、現に教区教化委員会及び組教化委員会の委員長及び委員である者は、それぞれこの条例による教区

教化委員会及び組教化委員会の委員長及び委員とみなす。

附 則（二〇〇五年六月二八日条例公示第一一号）抄

この条例は、二〇〇五年七月一日から施行する。

附 則（二〇〇九年六月二九日条例公示第七号）

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に組門徒会の副会長である者は、この条例による組門徒会の副会長とみなす。
- 3 この条例施行の際、現に教務所長の承認を得て施行していた組門徒会規約は、この条例による組門徒会規約とみなす。